

駐車監視員活動ガイドライン

【目白 警察署】

趣 旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはできません。）。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となります。当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間	重点時間帯	備 考
1	主要地方道305号	明治通り	南池袋1-18先 高田2-5先高戸橋	7-22	
2	主要地方道8号	目白通り	目白5-6先山手通り南長崎一丁目交差点 目白5-3先	7-22	
			目白3-13先目白三丁目交差点 雑司が谷2-1先	7-22	
3	主要地方道317号	山手通り	南長崎1-1先南長崎一丁目交差点 高松1-22先	8-21	
4	主要地方道8号	新目白通り	高田3-1先高戸橋 高田3-14先	9-19	
5	都道441号	要町通り～豊島通り	要町3-30先 池袋3-3先	7-22	

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	都道435号	音羽通り	南池袋2-43先	雑司ヶ谷1-52先	9-19	
2	区道	神高橋通り	新目白通り～神高橋の間における高田3-14先に面する通り		9-21	
3	主要地方道8号	目白通り	南長崎1-1先南長崎一丁目交差点	南長崎4-4先	7-22	
4	区道	劇場通り	西池袋2-37先		7-22	
5	区道	光和通り	南長崎6-14先	南長崎2-2先	8-22	
6	区道	—	要町3-22先	千早2-17先	8-22	
7	区道	高松小学校周辺道路	高松2-57先		8-22	
8	区道	—	長崎5-1先	長崎1-11先	8-22	
9	都道補助172号	—	南池袋1-16先	西池袋2-37	7-22	
		西池袋通り	西池袋4-27先	西池袋4-40先	7-22	
10	区道	東通り	南池袋1-13先	南池袋3-24先	7-22	

重点地域

◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	最重点路線(明治通り、目白通り、山手通り、新目白通り、要町通り)周辺	8-22	
2	南池袋1丁目、2丁目及び周辺	8-22	

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	重点路線(音羽通り、目白通り、都道補助172号)周辺	—	重点路線の重点時間帯と同じ
2	西武池袋線椎名町駅周辺	9-22	
3	学習院大学周辺	9-21	
4	西武池袋線東長崎駅周辺	10-20	
5	高田3丁目及び周辺	9-21	